

電子入札における「辞退」の取扱いについて

平成30年2月
土木部土木政策課

これまで、開札日が同日の指名競争入札（電子入札）では、開札当日に、既に行った入札を辞退することができないため、入札参加者は、複数の指名通知を受けていても、実際の工事に配置できる技術者数などを考慮して、参加する入札を選択する必要がありました（入札参加機会の減少）。

今後は、開札日の前日までに、自らが履行可能な件数（以下「受注可能件数」という。）を入札実施機関に届け出ることにより、開札順に落札決定された件数（落札決定を保留した入札を除く。）が、受注可能件数に達した場合は、次以降の入札を「辞退」の取扱いとし、入札の参加機会の確保と競争性の向上を図ります。

※ 取退方式の対象は、「指名競争入札」及び「一般競争入札（価格競争・事前審査方式）」とする。

【イメージ】

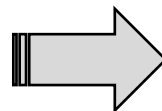
【現行】

工事 開札順番	①工事 1番	②工事 2番	③工事 3番
入札参加者	順位	順位	順位
A社	落札決定 1位	不参加	不参加
B社	不参加	落札決定 1位	不参加
C社	不参加	不参加	1位
D社	2位	2位	不参加
E社	3位	3位	不参加
F社	4位	4位	不参加
G社	5位	5位	不参加
H社	6位	6位	不参加

※1

※入札不調

※各社の受注可能件数
A社～C社：1件
D社～G社：2件



【今後の対応】

工事 開札順番	①工事 1番	②工事 2番	③工事 3番
入札参加者	順位	順位	順位
A社	落札決定 1位	辞退	辞退
B社	2位	落札決定 1位	辞退
C社	3位	2位	落札決定 1位
D社	4位	3位	2位
E社	5位	4位	3位
F社	6位	5位	4位
G社	7位	6位	5位
H社	8位	7位	6位

※1

※1 受注可能件数に達した後は、既に行った入札を「辞退」の扱いとする（指名停止措置としない）。

※1 入札に参加しており、落札者となった場合には「指名停止措置」となる。